

一宮市木曽川文化会館 ホール 施設・付属設備利用料金表

◆ホール 施設使用基本料金

※消費税込(円)

使用区分/時間	午前 8:30～12:30	午後 13:00～17:00	夜間 17:30～21:30	午前・午後 8:30～17:00	午後・夜間 13:00～21:30	全日 8:30～21:30
使用料金	9,000	10,200	11,400	19,200	21,600	30,600

- ・お支払いの施設使用料金は、「施設使用料金(上表)」に「施設使用料金倍率(下表)」を掛けて算出します。
- ・早朝(7:00～8:30)の施設使用料金は30分毎に、午前の「施設使用料金」の1/8となります。
- ・夜間延長(21:30～22:00)の施設使用料金は、夜間の「施設使用料金」の1/8となります。
- ・客席数は固定席288席、車椅子スペース4席

◆施設使用料金倍率

使用団体または個人	施設使用目的等	市内・市外	料金倍率
①株式会社・合名会社・合同会社・合資会社・有限会社など	㊸物品販売・販売促進行為・広告募集・勧誘行為がない催事 (研修会・説明会・発表会・講習会・式典・総会・安全大会・講演会・コンサート・映画など)	—	2倍
②個人事業主 (教室・私塾・施業・法律系事務所・建築系事務所・芸術関係・商店・美容関係・コンサルタント・インターネットショップ・ネットワークビジネスなど)	㊹物品販売・販売促進行為・広告募集・勧誘行為がある催事 (商品展示・商品説明・商品発表・無料体験・無料相談など) ※弁当代や花代等、使用者の経費の支払いは除きます。	市内	3倍
		市外	4倍
③行政機関・財団法人・社団法人・学校法人・社会福祉法人・宗教法人・NPO法人・公益法人・医療法人・事業組合・一宮市市民会館等指定管理者など (その他、認可法人をはじめとする公共的団体など)	㊺入場者1人当たりの入場料など 最高額 500円以下	—	1倍
	㊻入場者1人当たりの入場料など 最高額 501円～1,000円	—	1.5倍
	㊼入場者1人当たりの入場料など 最高額 1,001円以上	—	2倍
④非営利で社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体や任意団体・ボランティア団体など	㊽物品販売・販売促進行為・広告募集・勧誘行為がない催事 (研修会・説明会・発表会・講習会・式典・総会・安全大会・講演会・コンサート・映画など)	—	1倍
		⑤サークル活動・個人活動など	⑥同表①②の団体及び個人等が参加して、物品販売・販売促進行為・広告募集・勧誘行為を行う場合は、右の料金倍率を適用します。

- ・使用料金倍率の確定は、会館スタッフが受付の際に行います。
- ・使用当日、申請書に記載の施設使用目的等を確認するため、会館スタッフが立ち入ることがあります。

◆付属設備利用料金

※消費税込(円)

設備品名	単位	使用料金	備考
楽屋1・2	1室	400	
ピアノ(ヤマハCF6)	1台	3,000	調律除く
拡声装置	1式	2,000	マイク2本付
録音・再生機器	1台	400	
マイクロフォン	1本	400	マイクロフォン・ワイヤレスマイクロフォン
ボーダーライト	1列	500	
サスペンションライト	1列	500	フライダクト
シーリングライト	1列	500	フライダクト
スポットライト	1台	100	
ホリゾンライト	1列	500	
ピンスポットライト	1台	500	
平台	1枚	100	
金屏風	1双	600	
音響反射板	1式	500	10枚
指揮者台	1台	100	
指揮者用譜面台	1台	100	
譜面台	1台	50	
講演卓	1卓	300	
花台	1卓	100	
長机・スタッキングテーブル	1卓	100	
椅子	1脚	20	
ホワイトボード	1台	150	
プロジェクター	1台	1,500	Panasonic PT-DZ780JB (7000ルーメン)
電気使用料(特別設備等)	1kw	200	
展示用パネル	1台	50	共有備品 16枚

- ・上記の付属設備使用料金は1単位1区分の料金となります。お支払いの料金は設営から撤去までの使用区分数を掛けて算出します。
- ・各施設の電気容量には限りがあります。付属設備及び持込器具の使用については、事前に会館スタッフに相談の上、指示に従ってください。